

事例

JOETSU AREA FIRE DEPT.
FIRE CASE FILE

こんな**火災**が発生しています



野焼き・たき火の拡大

野焼きは法律で原則「禁止」されています。

CASE 1

自宅敷地内の常習的なたき火が拡大

■自宅敷地内で常習的にゴミを燃やしていて、周囲の立木や枯草に燃え広がり消防車が出動したもの。

このように周囲の迷惑に関係なく、たき火が習慣化している悪質なケースにおいて、

「火の始末が不十分」「強風で飛び火」など、行為者の注意不足により火災となる事例が毎年のように発生しています。

特に、住宅地での焼却は煙や臭いなどで近隣の迷惑になるだけでなく、建物に燃え移る危険が高いため**絶対にやめてください**。



CASE 2

萱の焼却が火災に発展しやけどを負う

■田んぼの萱を集めて焼却していたところ、予想外に燃え上がり、慌てて水を用意し消そうとした際に、着衣に燃え移り手足にやけどを負ったもの。

このようなケースの多くは、**慣れた行為**で気が緩んでいるため、風があるのに**危険性**を感じなかったり、消火の準備をしていないことが**火災**の原因となります。

過去には、「足腰が悪い高齢者が逃げ場を失った」「突然病気を起こして、拡大する炎に巻き込まれた」などにより、死者も発生しています。



火の手は思いのほか早く広がります



以下はすべて誤りです

- × 消防署に届ければよい
- × 自宅敷地内だから許される
- × 畑で出たゴミだから燃やしていい

野焼き・たき火は原則禁止です

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第16条の2

屋外での安易な焼却はやめましょう。



上越地域消防局 予防課

上越市大字藤野新田 330 番地 1
TEL:025-545-0230 FAX:025-545-0231